

山形県弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

新進会員活動委員会 2023 年度委員長 稲村 宥人 (71 期)

1 開催概要

去る 2024 年 3 月 22 日、山形県弁護士会館の会議室において、「就業問題を含む若手弁護士の就業環境について～山形・東京の魅力と課題～」と題し、山形県弁護士会の 72 期から 76 期の若手弁護士 7 名と当会新進会員活動委員会委員との意見交換会を開催いたしました。新進会員活動委員会からは、71 期 2 名、72 期 3 名、74 期 1 名、75 期 1 名の計 7 名の会員が参加しました。

2 当日の様子

当日は新進会員活動委員会から開催の御礼と意見交換会のテーマ選定の理由について説明した後、主に①今の単位会で登録をした経緯、②現在の業務内容、③受任の経緯や営業活動の内容、④委員会や会務活動の負担状況についてフリーディスカッション形式で意見交換を行いました。

まず、登録の経緯については山形県弁護士会ではご親族が弁護士を含む士業として独立されている方が多く、ご親族の誘いで登録した方が比較的多いようであり、それ以外でも、ほとんどが親族とのつながりや出身地、修習地であったといった、元々の地縁があるために山形にて登録をしたというお話を伺いました。

また、現在の業務内容については、家事事件（離婚事件）や刑事事件を中心に満遍なく様々なテーマの業務を手がけているということでした。当日訪問をした当会委員は、特定の分野に特化して業務の深掘りをしている者が多く、登録期が同じでも全く異なる業務を手がけていることが印象的でした。

受任の経緯や営業活動については、山形ではやはり紹介案件が多く、純粋な新規の受任は月 1～2 回の法律相談からのものが多いということでした。東京で近年みられるようになったウェブサイトによる集客は山形県弁護士会ではまだあまり主流ではなくウェブサイトを持っている法律事務所の数もそれほど多くないということでした。他方でウェブサイトを持っている法律事務所は県内居住者からのウェブサイト経由での相談が集まっている傾向があるとのことでした。



委員会や会務活動については、それなりに負担感があるものの、まだ人手不足というほどまでは至っていないということでした。

なお、山形県弁護士会の会員からはロマンス詐欺に代表される非弁提携業者と提携する弁護士の勧誘広告を見て都市圏の弁護士に依頼した方がトラブルに巻き込まれ、県内の弁護士に相談する事例をよく聞くという、耳の痛い指摘をいただくこともありました。

3 若手会員同士の意見交換の意義

新進会員活動委員会では、これまで札幌、仙台、京都、福岡、熊本、沖縄と様々な規模の単位会の若手会員と意見交換を重ねており、若手会員が抱える様々な課題意識や業務の実情について知見を深めています。このような当会以外の各単位会に所属する同年代の若手弁護士が現在置かれている状況、各単位会の若手支援制度、各単位会の若手会員の業務や会務活動などへの取り組み方についても調査し、当会の比較対象とすることは非常に有益であり、登録 5 年目までの新進会員のみで組織する当委員会の今後の活動の企画立案を積極的に行っていくためには不可欠です。

また、これら意見交換会の機会を経て繋いだ縁が、「若手サミット」など単位会を超えた若手会員同士の意見発信の契機となっています。

新進会員活動委員会では今後もこのような他単位会の若手会員との意見交換を続けていきたいと考えています。